## 令和3年度第1回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会【書面会議】 ご意見・ご質問に対する区からの説明・回答(第2回)

## 議題2 特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について (一括承認基準該当例)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業

No.	意見・質問内容	区からの説明・回答内容
1	コロナ禍の影響により今後様々な支援が予想され、 迅速な対応が求められますが、絶対に誤った取扱い等 がないように慎重に対応していただきたいと思いま す。	給付事務を行うに当たって、誤って個人情報が漏えいすることなどがないよう、これからも個人情報の適切な取扱いを徹底していきます。
2	総務課が所管課と連携しながら検討し判断されるとのことですが、審議を必要としない一括承認の事業については、この審議会にご報告等があるのでしょうか。また、その事業について一括承認と判断したことはホームページ等で公表されるのでしょうか。	(回答者:運営審議会事務局) 今後、一括承認基準に該当事例があった際は、運営審議会に報告を行います。報告資料については、議事録として、区のホームページで公表するほか、当該事業の案内の中で、運営審議会の承認を得た取扱いであることをお示ししていきます。
	昨年度の同種の複数事案や「意見・質問に対する区からの説明・回答(第1回)」から検討した結果、個人情報の「本人外収集」、「目的外利用」及び「外部提供」の一括承認基準について、受給者に対する公共サービスの不利益や不平等が生じることがないようにするため必要な基準と考えます。また、複数の委員が懸念されている点に関しては、区で十分配慮をされて対応に当たることで個人情報の保護を図れるのではないかと思われます。	(回答者:運営審議会事務局) 御理解をいただきありがとうございます。 (回答者:運営審議会事務局)